

1. 議事日程

[平成24年第1回安芸高田市議会3月定例会第22日目]

平成24年 3月14日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第6号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第7号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第5 議案第10号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第11号 安芸高田市吉田老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第17号 安芸高田市定住対策支援基金条例
- 日程第8 議案第33号 平成24年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第9 議案第34号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第35号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第36号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第37号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第13 議案第38号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第39号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第40号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議案第41号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第42号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第18 議案第43号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第44号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第20 議案第45号 平成24年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第21 議案第46号 工事請負契約の締結について【光ネットワーク整備工事】
- 日程第22 閉会中の継続審査及び調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
6番	水 戸 眞 悟	7番	先 川 和 幸
8番	山 根 温 子	9番	宍 戸 邦 夫
10番	山 本 優	11番	前 川 正 昭
12番	秋 田 雅 朝	13番	赤 川 三 郎

14番	青原敏治	15番	金行哲昭
16番	入本和男	17番	今村義照
18番	亀岡等	19番	塚本近
20番	藤井昌之		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

18番	亀岡等	1番	前重昌敬
-----	-----	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
建設部長兼公営企業部長	河野正治	教育次長	沖野和明
消防長	光下正則	会計管理者	森川薫
八千代支所長	藤本宏良	美土里支所長	小笠原義和
高宮支所長	藤井静雄	甲田支所長	益田茂樹
向原支所長	岡崎賢志	総務課長	杉安明彦
行政経営課長	西岡保典	政策企画課長	山平修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 藤井議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は19名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において18番
亀岡等君及び1番 前重昌敬君を指名いたします。
続いて、本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協
議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 金行
哲昭君の報告を求めます。
- 金行議会運営委員長 報告します。
本日の会議の運営につきまして、去る3月12日、議会運営委員会を開
き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。
追加案件となる、議案第46号の取り扱いについて協議を行い、提案理
由説明後、質疑、討論、採決を行うように日程に追加いたします。
以上、報告を終わります。
- 藤井議長 ただいまの委員長の報告のとおり、追加提案されます議案第46号を、
本日の日程に上げております。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第6号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第4 議案第7号 過疎地域自立促進計画の変更について

- 藤井議長 日程第2、議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報  
酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程  
第4、議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件までの3  
件を一括して議題といたします。

本3件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長  
から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 秋田雅朝君。

- 秋田総務企画常任委員長 総務企画常任委員会、委員長報告を行います。  
平成24年2月22日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、  
次のとおり報告いたします。付託のあった3議案について、2月29日に総  
務企画常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、平成24年度の施策の展  
開により、新たに任用する非常勤職員の報酬について定めるものと、非

常勤の保育士について、人事異動による保育所間の交流や、向原こぼと園の民設民営に伴う円滑な人的移管に備えるため、月額報酬を2,000円削減し、それを原資として、新たに、通勤手当相当額を費用弁償として支給するための改正を行うものです。

委員より、「非常勤特別職の報酬額について、資格が必要なものとそうでないものなど、きちんと基準を定めるべきではないか」、また、「日額報酬の委員について、会議時間だけのものについては、時間給と旅費で支給するべきではないか」などの質疑があり、執行部より、「報酬額について、合併来そのまままきいているので、今後、職種を絞って体系的に決めていかなければならないと考えている」「日額報酬については、各種審議会の委員などが多く、時間給と旅費というのはなじまないところがあると思うが、今後の検討課題としたい」との答弁がありました。

議案第6号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、郷野地区コミュニティ集会所ほか37施設について、「安芸高田市の公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例」により、指定管理者の候補を選定したものです。

委員より、「高宮B&G海洋センターの指定管理者が、今回、安芸高田市地域振興事業団からいきいきクラブたかみやに変わっているのはなぜか」との質疑があり、執行部より「いきいきクラブたかみやは、総合型スポーツクラブであり、以前より、積極的にこうした取り組みをしたという申し出があったため、平成24年度から新たに指定管理者として指定するもの」との答弁がありました。

議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」は、平成22年9月議会で定めた「過疎地域自立促進計画」に、防災関連の4事業を新規に追加するもので、国の第3次、第4次補正により、過疎債の「災害の防止または軽減を図るためのソフト事業」について、発行限度額が増額されることに伴い、有利な財源を最大限活用するためのものです。

委員より、「計画期間における財政的な計画についてはどうなっているか」との質疑があり、執行部より「今回の国の補正は、平成23年度に限り、過疎債充当のソフト事業として認められるものであるので、補正予算に計上したところである」との答弁がありました。

いずれの議案においても、慎重に審査し、採決した結果、すべて、原案のとおり可決するべきであると決しました。以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第1号から議案第7号までの3件に対する一括討論を行います。なお、討論は議案番号を指定してお願いいたします。本3件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより、本3件を個別に採決いたします。まず、議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第6号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第10号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第11号 安芸高田市吉田老人福祉センター条例の一部を改正する条例

- 藤井議長 日程第5、議案第10号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件から、日程第6、議案第11号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

本2件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

- 青原文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会の委員長報告をいたします。
平成24年2月22日付で、本委員会に付託のありました、議案第10号及び議案第11号の2件について、議案審査の結果を報告いたします。
付託されました議案につきましては、3月2日に委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。
議案第10号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」は、

「高齢化率の上昇と介護保険被保険者の増加、高齢者層の上昇による保険料軽減者の増加」、「施設サービス、地域密着型サービス、居宅サービスの新規事業所の開設による給付費の増加見込み」等の要因により、介護保険料の増額を定めるものです。

改正の内容は、平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間とする「高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」において、介護保険料の基準額を、年額7万2,000円、月額6,000円と定め、平成24年度から26年度までの期間において、介護保険第1号被保険者の介護保険料の段階区分を、現行の9段階から12段階にふやし、段階別に改定するための条例改正でありました。

次に議案第11号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例の一部を改正する条例」は、昭和58年に建設された「吉田老人福祉センター」の入浴施設について、築29年が経過し、施設の老朽化に伴う利用者の減少等により、今後安定的な入浴事業の継続が見込めないことから、今年4月1日をもって入浴事業を廃止するもので、条例中の浴室使用料の額を削除する条例改正でありました。

審査及び関連する説明の中で出された主な質疑や意見は次のとおりです。介護保険条例の一部を改正する条例に係る「第5期介護保険事業計画」の説明において、委員より「人口推計において、市の総人口が減少する中、60歳以上人口と高齢化率は年々増加し、5期の保険料基本額の増額は理解するが、これは当面の措置と考えてよいのか」との質疑があり、執行部より「高齢化率上昇の傾向は今後も続く予想される中、新たに施設整備を行い、今後稼働する施設に対する経費やサービスに要する経費が必要となり、これらが次期の上昇要因となっている」との答弁がありました。

また、委員より「現在、入所待機者が3ケタに達すると聞いているが、26年度までの施設整備で、市民のニーズにどれだけ対応できるのか」との質疑があり、執行部より「県が把握する要介護3以上の特別養護老人ホームの待機者は155人で、市も同数程度と推測している。今回の整備で待機者はほぼ解消するものと思っている。」との答弁がありました。

付託の2議案について、それぞれ慎重に審査、採決した結果、両議案とも、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○藤井議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第10号から議案第11号までの2件に対する一括討論を行います。なお、討論は議案番号を指定してお願いいたします。

本2件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより本2件を個別に採決いたします。

まず、議案第10号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第17号 安芸高田市定住対策支援基金条例

○藤井議長 日程第7、議案第17号「安芸高田市定住対策支援基金条例」の件を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 前川正昭君。

○前川産業建設常任委員長 産業建設常任委員会、委員長報告をいたします。

平成24年2月22日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。

付託のあった建設部所管の議案について、3月5日に、産業建設常任委員会を開催し、審査を行いました。

議案第17号「安芸高田市定住対策支援基金条例」は、平成24年度より創設予定で、新規定住される子育て世帯や婚活世帯へ、住宅新築や定住促進団地購入等に補助される「子育て・婚活住宅新築等補助金」や「子育て・婚活定住促進団地購入補助金」として、定住対策のための事業に要する資金に充てるため、基金条例を制定されるもので、この基金の活用により、定住の支援・地域の活性化を図られるものです。

委員から、「基金の財源について、どのように考えているのか」との質疑があり、「基金については、市営住宅用地や分譲団地の売り払い収益を財源として積み立てをし、資金に充てることとする」との答弁がありました。慎重に審査し、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。  
ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第17号「安芸高田市定住対策支援基金条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第8 議案第33号 平成24年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第9 議案第34号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第35号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第36号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第37号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第13 議案第38号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第39号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第40号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議案第41号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第42号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第18 議案第43号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第44号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第20 議案第45号 平成24年度安芸高田市水道事業会計予算

○藤井議長 日程第8、議案第33号「平成24年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第20、議案第45号「平成24年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの13件を一括して議題といたします。

本13件は、予算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算常任委員長 赤川三郎君。

○赤川予算常任委員長 予算常任委員会報告をいたします。

平成24年2月22日付で、本委員会に付託された議案の審査結果を、報告いたします。

付託されました、議案第33号から議案第45号までの13議案について、

3月6日、7日、8日の3日間、予算常任委員会を開催し、市長・副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

平成24年度の予算規模は、一般会計が235億4,400万円で、23年度と比較して11億5,010万円、前年対比5.1%の増となり、特別会計全体では、総額111億826万4,000円で、前年対比9.4%の増、水道事業会計は、5億429万8,000円で、前年対比4.8%の減となっております。

24年度の一般会計予算の、歳入歳出予算構成比は、歳入において、地方交付税が全体の43.8%と最も高く、地方債、地方税、県支出金、国庫支出金の順と続いております。

歳出における目的別歳出構成は、総務費が全体の27%と最も高く、民生費、公債費、農林水産費、教育費、衛生費、土木費の順と続いております。

主要事業については、67事業のうち11事業が新規事業となっており、うち7事業が、民生費に係る事業となっております。

審査を通じて出された、特徴的な質疑とその答弁は次のとおりです。一般会計予算では、「総務部」所管におきまして、「高齢ドライバー運転免許返納支援事業」に関連して、委員より、「23年度の新規事業として取り組まれてきたこの事業の、この1年間における75歳以上の高齢ドライバーの運転免許証返納状況は。」との質疑があり、執行部より、「23年度当初に、40名の見込みで取り組みを始めたが、3月1日現在で、65名の自主返納申請を受けており、県内でも群を抜いて1番の返納率となっている。この制度により、返納に踏み切る高齢者が多くなったと分析している。」との答弁がありました。

「企画振興部」所管におきましては、「光ネットワーク整備事業」に関連して、委員より、「光ファイバー設置計画のおくれがみられるのではないかと、計画どおり25年度末の完成予定なのか、今後の見通しはどうか。」との質疑があり、執行部より、「スケジュール的に、国の交付決定が少しおくられているが、現在 総合評価方式による施工事業者の選定等の準備も進めている。稼働は、26年4月から行いたいとしているが、最終的な事業完了は、26年度にもかかると考えられる。」との答弁がありました。

「市民部」所管におきましては、「ワンストップ総合窓口事業」に関連して、委員より、「今後、本庁と支所との連携をどのように進めるのか、また、窓口業務の委託を進めているが、どのような効果が期待されるのか」との質疑があり、執行部より、「戸籍事務に係るものについては、より効率的に処理するため、支所へ来られたお客様の届け出書等を高速ファクシミリにより本庁へ送付し、本庁で審査や入力をしている間に、支所でその他の事務手続を進めることで、待ち時間を削減するよう計画している。

また、業務委託に係る効果は、待ち時間の縮減が一番であり、これに

より他の相談業務の時間が確保できている。また、窓口の繁忙時の事務エラー防止、時間外勤務の削減などが図られている。」との答弁がありました。

「福祉保健部」所管におきましては、「児童館施設、放課後児童クラブ運営事業」に関連して、委員より、「市内の施設において、待機児童がふえている状況がみられる。待機児童の現状と、それに対する施設の状態、今後の対応はどうか。」との質疑があり、執行部より、「放課後児童クラブや児童館の待機については、現在市内で3施設あり、吉田町、美土里町で26名の待機児童がいる。可愛小学校と美土里小学校は、学校敷地内にある施設を利用しており、その対応に向けて、教育委員会と方策を協議している。吉田小学校については、専用施設と学校の空き教室の2カ所にわかれての利用となるため、必要な職員数について、予算措置するよう考えている。」との答弁がありました。

「産業振興部」所管におきましては、「集落営農支援事業」に関連して、委員より、「この事業は、24年度も今年度と同額程度の予算編成になっているが、どのような効果が上がっているのか。」との質疑があり、執行部より、「主に、集落型法人を立ち上げるための補助事業であり、今年度、1つの法人が立ち上がり、現在15法人となっている。24年度は、2法人を目標に集落の法人化を図りたい。また、単市補助事業として、集落営農に対する機械助成等を行い、農地の集積を図り、特に3ヘクタール以上の大型農家を集落の担い手として位置づけることで、次の法人化につながる効果があると認識している。」との答弁がありました。

「建設部」所管におきましては、「土木総務管理」に関連して、委員より、「多目的広場創設事業調査設計業務は、具体的にどのような計画をされているのか。」との質疑があり、執行部より、「国や県より、建設残土の処分費を削減するため、残土を流用できる工事や、処分できる場所がないか打診を受ける場合がある。処分費の削減により、工事の促進が一層図られ、今後、各種の事業促進も図られるため、24年度で候補地を調査し、利用目的を検討しながら絞り込みを行う調査をしたいと考えている。」との答弁がありました。

「消防本部、消防署」所管におきましては、「危険物の取り扱い」に関連して、委員より、「東日本大震災による原発事故が発生した中で、市内において、放射線を扱う事業所がどれくらいあるのか把握されているか。」との質疑があり、執行部より、「管内において放射線を扱う事業所は、湧永製薬の研究所等が該当するが、扱われる量は微量であり、法的な規制がかかるほどでなく、例え漏れたとしても、人体に影響する量ではないと確認している。」との答弁がありました。

「教育委員会」所管におきましては、「学校耐震化推進事業」に関連して、委員より、来年度予算では、小田小学校屋体及び小田東小学校の屋体について計画されているが、この2校は、将来的には統合という話も出ている中で、この耐震補強工事をされて何年くらい使用される予定

があるのか。」との質疑があり、執行部より、「小学校の適正化と耐震化改修の関係については、小学校の屋体及びグラウンドについては、地域防災の拠点や、地域振興の大きな拠点となっている例が多くある。そのため、統合後も、地域から学校の屋体及びグラウンドの活用要望があれば、活用いただきたいため、屋体については耐震化を進めていきたいと考えている。」との答弁がありました。

特別会計予算では、「介護保険特別会計」におきまして、委員より、「介護予防事業において、一次予防、二次予防と事業をされているが、効果については、どのように分析しているか。」との質疑がありました。執行部より、「要支援、要介護の状態になる恐れの高い方について、個人プログラムを設定し、各種の介護予防事業に参加していただいている。運動機能でどの程度向上しているのか、体力テストや意見交換を行うなどして評価しているが、6割以上の方に効果があったと分析している。」との答弁がありました。

浄化槽整備事業特別会計」におきまして、委員より、「浄化槽整備事業特別会計を含め、5事業特別会計の管理運営費の中に、電話・窓口対応業務委託料があるが、この算定根拠は。」との質疑があり、執行部より、「現在、水道業務は外部への業務委託を行っている。下水道の開始等の手続は、水道と同様の業務であり、また、料金を管理しているシステムも同一である。住民への利便性の向上と業務の効率性を図るため、24年度から、下水道の窓口・料金関係業務を、上水道とあわせて業務委託する方向で計画している。」との答弁がありました。

審査の結果につきまして、議案第33号「平成24年度安芸高田市一般会計予算」から、議案第45号「平成24年度安芸高田市水道事業予算」までの13議案を、それぞれ起立により採決した結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第33号「平成24年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する討論はありませんか。

討論がありますので、まず反対討論の許可をいたします。反対討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認め、次に、賛成討論に移ります。

16番 入本和男君。

○入本議員 16番、入本和男。賛成討論をさせていただきます。

当予算期間中に、去る3月11日に、東日本大震災の追悼式があり、1周年に当たり震災により失われた多くの人々に対し、深く哀悼の意を改め

てあらわしますとともに、いまだ約2万人に及ぶ死者並びに不明者が生じており、仮施設また移転等の生活で不自由な生活を不安を持って送っておられます。日本で生活する我々市民も忘れることなく被災地等への支援を考えさせられました。また、当市においても市民に安心と安全な生活環境ができるよう、議員活動をすることも強く感じたところでございます。

さて、当24年度予算でございますが、本予算は23年度の新規予算32事業に比べ、24年度は新規事業11でございます。主に内容としましては、市民部におかれましては、再生可能エネルギー調査研究事業。また福祉保健部におきましては、保険証の整備、老人保健施設整備事業。建設部におきましては、住宅政策についての子育て・婚活支援、また環境のリフォーム補助金。消防本部におきましては、人命にかかわる高規格救急車の整備、また教育委員会におかれましては、長年放置といえますか、保管されていた美術品の活用というように「選択と集中」した予算になっております。

23年度の繰越明許費、また継続事業、24年度の予算議決後は、市民のためにつくられた予算であるから、合理的かつ能率的に執行されるものとして賛成といたします。

○藤井議長 引き続き、賛成討論の発言を許します。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 1番、前重昌敬でございます。平成24年度施政方針並びに議案第33号「平成24年度安芸高田市一般会計予算」につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本市2代目の市長として4年間、地域格差のない、バランスのとれた施策の実行。市民の声を大切にし、市民のだれもがどこにいても社会に参加し、安心して暮らせるまちづくりを掲げ、多くの市民の皆様から信任され、地域の行事では可能な限り足を運ばれ、市民の皆さんと対話を進め、本市が抱えるさまざまな問題や課題の把握に努め、懸案事業の解決に全力を注いでくれましたことは、安芸高田市の将来像であります「人輝く・安芸高田」を目標とする夢と希望の持てる安心して暮らせるまちの構築を目指してこられた結果と認識するところであります。

特に、マニフェストに掲げてありました、新公共交通システム、お太助ワゴンの運行、小学校へ学習補助員の配置、子育て支援においてはファミリーサポート事業の拡充による24時間保育の実現、自助・共助・公助の理念の下での市民総ヘルパー構想に基づく生活介護サポーターの養成、多文化共生の推進、若者定住の促進の一環でもある結婚サポート事業などは着実な成果が出ているものと評価するところであります。人口減少社会が進む中、少子・高齢化は避けて通れなく、そうした中での安芸高田市総合計画に掲げる施策の体系で心豊かで創造性に富んだまちづくりの文化・スポーツ・レクリエーションの振興は安芸高田市の周知、観光客の呼び込み、若者定住なども含めて10年先、50年先を見据えた施

策の体系であると考えます。中でもJFAサッカーアカデミーの本市への招致については、市長の施政方針演説の中で実現に向かって努力してまいりたいと言われており、今後、安芸高田市3代目の市長として着任されたときには、JFAサッカーアカデミー招致の事業予算を反映できますよう大きな期待を得るところであります。

一般会計予算におきましては、昨年度比の5.1%増の235億4,400万円と合併以来最大の規模となっており、主要事業67項目のうち新規事業10項目と厳しい選択を通して市民の利便に資する事業を主体として予算措置を講じておられます。特に、本市においては平成26年度から普通交付税の合併加算措置が段階的に縮減、廃止され、今後の行政経営は年を追うごとに厳しさを増すことは必至であります。この厳しい財政状況を踏まえ、平成24年度から第2次行政改革を着実に推進されており、安芸高田市の将来を見据えた事業展開は、「選択と集中」を基本に、平成24年度予算編成に努められたことと理解するところであります。

急速に進展する少子・超高齢化に伴う医療・福祉・介護に係る費用の抑制を図るための市民総ヘルパー構想の推進、国の補助事業や合併特例債を有利に組み合わせて若者定住促進の基盤、地域や企業の活性化など、将来に展望ある安芸高田市をそうするための光のネットワーク整備は早急かつ集中的に取り組まれ、市民への情報提供を十分に行い、理解いただくことを強く望むところであります。

既存事業では、徹底的な経費の見直しをされた生活インフラ整備、緊急を要する事業としての学校耐震化対策、また本市のお宝を活用した未来創造事業の展開などは、効果的な観光施策としての予算計上は妥当であると判断いたすところであります。

また、東日本大震災による原発事故等によるエネルギー施策の見直しを踏まえた再生可能エネルギーの導入調査などの環境対策は将来確実な事業展開を見据えて早い段階で市民への情報提供が必要と考えます。

一般会計の対前年度比11億5,010万円増額の予算につきましては、光のネットワーク整備事業、向原生涯学習センター整備事業、土師ダム周辺整備事業などの大型事業実施へ向け工事が本格化することと、全国的に増加している社会保障関係費の増額が主な原因として理解できるものであり、今日の社会経済情勢の中で市民の気持ちをしんしゃくされて、願いや思いがしっかりと盛り込まれた予算と評価するものであります。

今後も、市民目線に立った地域格差のない、バランスのとれた施策の実行、選択と集中、持続可能な行政経営の確立が行われることを要望しまして賛成の討論といたします。

○藤井議長 ほかには討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号「平成24年度安芸高田市一般会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第34号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第34号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第35号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第35号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第36号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件」について、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第36号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第37号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第37号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第38号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第38号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第39号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第39号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第40号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第40号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第41号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計
予算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第41号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会
計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第42号「平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント
整備事業特別会計予算」の件について、討論を行います。討論はありま
せんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第42号「平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラ
ント整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第43号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予
算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第43号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計
予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第44号「平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計
予算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第44号「平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会
計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第45号「平成24年度安芸高田市水道事業会計予算」の件について、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第45号「平成24年度安芸高田市水道事業会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第46号 工事請負契約の締結について【光ネットワーク整備工事】

○藤井議長 日程第21、議案第46号「工事請負契約の締結について【光ネットワーク整備工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 本日、追加提案として工事関係1議案を提出させていただきました。どうかよろしく願いいたします。

議案第46号「工事請負契約の締結について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、光のネットワーク整備事業を、株式会社中電工安芸高田営業所と35億8,050万円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、議案第46号の要点の説明をさせていただきます。

議案書のほうですが、契約の目的は光ネットワーク整備工事。契約の方法、総合評価指名競争入札。契約の金額は、35億8,050万円。契約の相手方、住所 広島県安芸高田市吉田町吉田196-86、名称 株式会社中電工安芸高田営業所、代表者 所長 長岡保法。

説明資料のほうで、もう少し工事の概要を説明させていただきたいと  
思います。今回の工事名は、光ネットワーク整備工事で、工事場所は、  
安芸高田市内全域としております。工期につきましては、安芸高田市議  
会議決の日の翌日から平成26年3月31日までとしております。工事概要  
でございますが、光ファイバーの敷設工事、幹支線延長が約804キロメ  
ートル、家屋引き込み線約773キロメートル。そして、センター局1基、  
サブセンター局5基を整備するものでございます。

その次に、安芸高田市内の地図をつけておる中に、赤い線が光ファイ  
バーの幹線図を示したものです。基本的ループ方式をとる中で、断線等  
の対応に速やかに、また、できるだけ支障のないような仕組みとして検  
討しております。また、水色で斜線を入れてる区域が、現在、無線での  
対応を予定している区域でございます。以上で、説明を終わらせていた  
だきます。

- 藤井議長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思ひます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第46号「工事請負契約の締結について【光ネットワー  
ク整備工事】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 閉会中の継続審査及び調査の件について

- 浜田市長 日程第22、「閉会中の継続審査及び調査の件について」の件を議題と
いたします。議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務調査につ
いては、会議規則第102条の規定により、閉会中も引き続き調査終了ま
で継続調査したい旨の申し出がありました。これを承認することに御異
議ありませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 御異議なしと認めます。
よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査の
申し出については、これを承認することに決しました。
以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了い

たしました。

これにて平成24年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員